フタル酸ブチルベンジル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	フタル酸エステル類八種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、フタル酸ジエチル、フタル酸ジ―n―プロピル、フタル酸ジ―n―ブチル、フタル酸ジ―n―ペンチル、フタル酸ジ―n―ヘキシル、フタル酸ジシクロヘキシル及びフタル酸ブチルベンジルの各濃度が百ミリグラム毎リットルのもの
四―t―オクチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	フタル酸ジ―n―プロピル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの
四―t―ブチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	フタル酸ジ―n―ペンチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの
四―n―ヘプチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	フタル酸ジ―n―ヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの
ビスフェノールA標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	フタル酸ジシクロヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの
四―n―ノニルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	
揮発性有機化合物二十三種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブロモメタン、ブロモジクロロメタン、一・二―ジクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、cis―一・二―ジクロロエチレン、trans―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、一・二―ジクロロプロパン、cis―一・三―ジクロロプロペン、trans―一・三―ジクロロプロペン、一・四―ジクロロベンゼン、o―キシレン、m―キシレン、p―キシレン、ベンゼン及びトルエンの各濃度が一グラム毎リットルのもの	二・四―ジクロロフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの
アルキルフェノール類等六種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、二・四―ジクロロフェノール、四―t―ブチルフェノール、四―n―ヘプチルフェノール、四―t―オクチルフェノール、四―n―ノニルフェノール及びビスフェノールAの各濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	四―t―ブチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの
アルキルフェノール類等五種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、二・四―ジクロロフェノール、四―t―ブチルフェノール、四―n―ヘプチルフェノール、四―t―オクチルフェノール及び四―n―ノニルフェノールの各濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	

○経済産業省告示第六十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十年経済産業省告示第四号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第六十八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十年経済産業省告示第百四号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、速中性子フルエンス絶対測定装置群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第六十九号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十一年経済産業省告示第二百三十八号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、光周波数コム装置及び外挿電離箱であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする。